

会津若松市議会 予算決算委員会 第2分科会 中間報告 ～所管事務調査の取組内容報告～ (令和5年8月～令和7年6月)



令和7年6月18日

委員長	小	倉	孝太郎
副委員長	大	島	智子
委員	平	田	久美
委員	中	川	廣文
委員	笹	内	直幸
委員	丸	山	さよ子
委員	横	山	淳

【目次】

1	調査している政策課題.....	1
2	政策課題ごとの調査研究報告.....	2
	調査事項1 地域包括ケアシステムについて.....	2
	調査事項2 新たな学校の在り方について.....	7
	(参考) 取組経過一覧.....	12

1. 調査している政策課題

調査事項1 地域包括ケアシステムについて

会津若松市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画において、2040年に向けて、介護・医療・介護予防サービスと、生活支援や福祉のサービスとが連携して、支援を必要とする方やその家族を支える体制の更なる推進・進化を目指していることから、地域包括ケアシステム※の在り方について調査

※「地域包括ケアシステム」とは、要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最後まで続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのこと。

調査事項2 新たな学校の在り方について

令和3年度に本市初となる義務教育学校（河東学園）が開校し、令和5年度には小規模特認校制度（大戸小・中学校）が始まるなど、特色ある教育が行われている中で、子どもたちにとって最適な教育・学習環境の整備はどうあるべきかについて調査

2. 政策課題ごとの調査研究報告

調査事項1 地域包括ケアシステムについて

① 課題認識と調査概要

国では、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025（令和 7）年を目途に、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。

本市においても、健康福祉部や地域包括支援センターを中心に、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を行っているところですが、圏域ごとに地域性や課題はさまざまであることから、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの在り方について調査研究を行っています。

② 調査研究のまとめ

公立大学法人埼玉県立大学の田中滋理事長のセミナーにおいて、今後の地域包括ケアシステムの進展に向けて、地域デザイン※の創出や新たな互助の創出が重要になるとありました。しかし、委員会審査において、本市では、地域課題の詳細な協議の場として、町内会を対象としたミニケア会議を開催しているものの、取組状況は町内会ごとに差があること、また、地域住民のつながりの希薄化が進んでいることを確認したところです。さらには、若松第 3 地域包括支援センターとの分野別意見交換会において、大戸地区では、地理的状况から、ヘルパーサービスが受けられなかったり、送迎可能なデイサービスセンターが少なかったりするといった地域課題を確認しました。

これらから、課題の一つに、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組や福祉サービスについて、地域差が生じていることが挙げられます。市では、令和 6 年 3 月策定の会津若松市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画を踏まえ、地域ケア会議等に関する地区の課題等を伺ったところです。これを踏まえ、市と、地域ケア会議の運営を担っている地域包括支援センター間において、圏域ごとの地域資源と課題を共有・分析し、各地域の実情に応じた支援の在り方を検討・公表していく必要があると考えます。

また、地域包括ケアシステムの構築には、地域包括支援センターの強化も重要です。しかしながら、委員会審査において、地域ケア会議の推進を担っている地域包括支援センターの業務量は増大していること、分野別意見交換会においては、県内では初任者が多く、経験の蓄積や人材育成が難しい状況であることが確認されました。市では、地域包括支援センターの負担軽減に向けた取組を進めていく考えであります。更なる地域包括支援センターの機能充実にに向けた取組や、後方支援の在り方を考える必要があります。

※「地域デザイン」とは、地域包括ケアシステムを推進する主体として、介護保険サービス基盤の確保に加え、介護予防の取組や地域づくりなど、地域の実情に応じて仕組みや取組をデザインすること。

③ 今後の調査研究の方向性（次期体制への申し送り事項）

会津若松市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画における日常生活圏域によって地域資源や課題は異なることから、他圏域の地域包括支援センターとも意見交換を行い、更なる本市の実態を把握する必要があると考えます。

また、令和7年2月の予算審査において、複合的な課題を持つ方からの相談については、市が重層的支援体制整備事業※の中で支援していく方針が示されました。今後、市がどのようにこの取組を進めていくのか注視する必要があります。

さらに、地域包括ケアシステムの進展に向け、市と地域包括支援センターの連携状況や多職種連携の取組についても注視する必要があります。

加えて、市の組織体制の見直しにより、令和7年度からは、地域づくり支援や市民協働に関する業務が第2分科会の所管となりました。今後は、これらの視点も加える形で調査・研究を進める必要があります。

※「重層的支援体制整備事業」とは、一つの支援機関では解決に導くことが難しい複合的・複雑な課題に対して、分野を横断し、一体的にサポートしていく事業のこと。本市は、令和7年度から本実施となった。

④ これまでの具体的な調査研究や委員会審査における質疑内容

令和6年1月 先進地調査の実施

千葉県浦安市に伺い、市民との協働による地域包括ケア評価会議の実施や介護予防活動について調査しました。



- ① 市民と協働で行う地域ケア会議の一つとして、市・アドバイザー・市民・介護事業所等が集まり、互い（行政・住民）の役割について協議する地域包括ケア評価会議を実施しています。この取組により、認知症カフェの設立や男性高齢者の外出に向けた企画運営の創出などにつながっています。
- ② 市民大学を修了した市民によって設立された団体が主体となって、介護予防事業を行っています。立ち上げ当初は、市民協働型提案事業補助金により活動していましたが、介護予防に一定の効果があると認められ、現在は、市との委託契約により活動しています。

令和6年7月 セミナーの開催

地域包括ケアシステムの成り立ちと今後の地域包括ケアシステムの在り方に関する知見を深めるため、公立大学法人埼玉県立大学の田中滋理事長をお招きし、セミナーを開催しました。



- ① 医療の発展や長寿命化による、老衰死の増加に対する尊厳ある看取りのための機能の充実や取組の必要性について知見を得ました。
- ② 地域包括ケアシステムの進展に向けては、社会的孤立・排除の防止や早期対応、地域デザインの創出、高齢者の社会参画などによる新たな互助の創出が必要になることについて理解を深めました。

令和6年7月 先進地の調査

東京都多摩市に伺い、地域の実情に応じた生活支援体制づくりや介護予防を担う人材の育成、医療機関との連携について調査しました。



- ① 多摩市は、特に地域ケア会議が盛んで、エレベーターが設置されていない団地に住み、移動の困難さによりデイサービスの利用ができない課題などに対し、地域ケア会議で内容を共有し、自宅玄関から車道まで介助する支援サービスを始めた事例があります。
- ② 住民主体による介護予防活動を行うため、介護予防リーダー養成講座や、介護予防リーダー養成講座を受講した住民による地域介護予防教室を行っています。

- ③ 平成 27 年度に在宅医療介護連携推進事業協議会を立ち上げ、年度ごとにテーマを設け、医療・介護の連携に関する課題に向けて協議しています。

令和 7 年 1 月 分野別意見交換会を実施

高齢化率と要介護・要支援認定者が高い地域における地域包括ケアシステムの実態や医療・介護との連携状況、高齢者の経済的・環境的課題について理解を深めていく必要があると考え、若松第 3 地域包括支援センターと分野別意見交換会を実施しました。



分野別意見交換会の総括

- ① 本市の地域ケア会議は、他自治体と比較し、多く開催されています。これは、地域包括支援センターの負担増を意味しますが、若松第 3 地域包括支援センターでは、地域の課題や情報を収集することができ、地域包括支援センターへのつながりにもなる好機と捉えていることから、地域ケア会議は、地域包括ケアシステムを構築する上で重要な取組と考えます。
- ② 県内において、毎年約 80 人の地域包括支援センターの初任者がいることは、離職者が多いことの表れであると推察されます。これは、地域包括支援センターの技術が蓄積されていないものと考えます。また、業務外の内容も請け負っている事例から、業務量が多大であり、地域包括支援センターの負担軽減に向けた対策を講じる必要があります。
- ③ 多職種連携会議において、多職種との連携や相互理解に向けた取組が行われているものの、業務外の依頼や対応などにより、地域包括支援センターの負担が増加していることから、より多くの方に地域包括支援センターの業務内容について理解してもらえる取組が必要です。
- ④ 大戸地区では、地理的状况から、ヘルパーサービスが受けられなかったり、送迎可能なデイサービスセンターが少なかったりする事例があることから、福祉サービスについて、地域差が生じています。引き続き、他地域の事例・課題を調査しながら、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの在り方を調査する必要があります。
- ⑤ 大戸地区では、地域づくり課が関わってまちづくりを行い、住民が自分たちの力で地域課題の解決に向けて尽力していることから、今後、地域包括ケアシステムの構築に向けては、福祉以外の分野の知見も取り入れる必要があります。

令和6年9月 委員会審査

質疑 本市の地域包括ケアシステムの構築に向けた課題を伺います。

【市の回答】地域課題の詳細な協議の場として、町内会を対象としたミニケア会議を開催していますが、取組状況は町内会ごとに差があります。また、以前から、地域住民のつながりに希薄化がみられていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で加速したと認識しています。

令和7年3月 委員会審査

質疑 地域包括支援センターの負担軽減に向けた取組について伺います。

【市の回答】地域包括支援センターの業務量は、要支援のケアプランの作成や、相談内容の多様化・複雑化により増大していると認識しています。国の介護保険制度の改正で、市の指定を受けた居宅介護支援事業者が、要支援のケアプランを作成できるようになったことから、今後、要支援のケアプランの作成については、徐々に、地域包括支援センターから居宅介護支援事業者に移行していきたいと考えています。また、複合的な課題を持つ方からの相談については、地域包括支援センターから市に情報をお寄せいただき、重層的支援体制整備事業の中で支援を行う考えです。

① 課題認識と調査概要

本市では、全ての公立小・中学校でコミュニティ・スクール※¹を導入しており、また、令和3年度に本市初の義務教育学校※²として河東学園が開校し、令和5年度には、大戸小・中学校が小規模特認校※³となりました。特色ある教育が行われている中で、子どもたちにとって最適な教育・学習環境の整備がどうあるべきか調査研究を行っています。

※1「コミュニティ・スクール」とは、保護者や地域のニーズを反映させるため、地域住民が学校運営に参画できるようにする仕組みのこと。

※2「義務教育学校」とは、小学校課程から中学校課程までの9年間の義務教育を一貫して行うこと。小学校課程を前期課程、中学校課程を後期課程という。義務教育学校を導入することで、9年間の系統性を活かした教育課程や、中1ギャップ（小学校から中学校に進学した際に、小学校生活とは異なる新しい環境や生活スタイルになじめず、授業についていけなくなったり、不登校やいじめが起こったりする現象のこと）の緩和などが期待されている。

※3「小規模特認校」とは、小規模の良さを生かし、特色ある学校運営が行われる場合に、自治体全域から児童・生徒を集めることが認められている学校のこと。大戸小学校・中学校に通いたい児童・生徒は、通学区域（学区）に関係なく、市内のどこからでも就学できる。

② 調査研究のまとめ

先進地調査を行った、千葉県市川市及び東京都三鷹市では、学校の体制づくり（義務教育学校や小中一貫教育の推進）を明確にした上で、教育行政に当たっていました。本市では、会津若松市教育大綱・教育振興基本計画や会津若松市教育行政推進プランを定め、子どもたちの育成に向けた取組は示されているところですが、学校の体制づくりについては具体的に示されていません。また、審査を通して、義務教育学校や小規模特認校制度を導入したことによる効果や課題等が確認されたことから、市は、これまで実施してきた義務教育学校や小規模特認校制度、既存の公教育の取組を自ら評価・分析した上で、今後の学校の体制づくりを考えていく時期にあると考えます。

また、本市では、不登校児童・生徒が増加傾向にあります。不登校の理由は様々ですが、学校の体制づくりの前提条件として、子どもたち自身が安心できる学校づくり、通いたいと思える学校づくりに取り組むことが重要です。資料から明らかになったとおり、小学6年生から中学1年生へとなったことによる不登校生徒の増加が顕著であることから、中1ギャップの対策を含めた教職員の連携はとりわけ重要であると考えます。

さらに、学校の体制づくりの検討に当たっては、学校運営協議会※により、地域

の視点を取り入れていく必要があります。本市では地域での要望を踏まえ、大戸小・中学校の小規模特認校制度の導入や義務教育学校として湊学園が開校した経過にあります。しかし、審査において、学校運営協議会の取組は協議体によって差があることが確認されたことから、学校が地域の拠点となるよう、学校運営協議会の取組の充実を図る必要があります。

※「学校運営協議会」とは、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むこと。地域と一体となって特色ある学校づくりを進めることが期待されている。

③ 今後の調査研究の方向性（次期体制への申し送り事項）

予算・決算審査において明らかとなった義務教育学校や小規模特認校制度の課題がどのように改善されているか、市の取組を注視する必要があります。併せて、児童・生徒数の減少が見込まれる中、今後の学校の在り方や学校の小規模化に伴う課題について市の考えを明らかにしていく必要があると考えます。

同じく、審査において、学校運営協議会ごとにと組の差があることが明らかとなりました。学校運営は、学校、家庭及び地域との協働により進める必要があると考えることから、地域とともにある学校づくりについて研究していく必要があると考えます。

さらに、本市では、児童・生徒数が減少している状況にも関わらず、不登校の児童・生徒数が増加しています。適応指導教室や保健室登校、在宅生活など、不登校時における過ごし方が多岐に渡る中、子どもの居場所づくりや支援の在り方について研究していく必要があると考えます。

④ これまでの具体的な調査研究や委員会審査における質疑内容

令和6年1月 先進地調査の実施

千葉県市川市に伺い、義務教育学校（塩浜学園）の取組について調査しました。



- ① 9年間の見通しをもって学校生活を送れることや不登校傾向のある児童・生徒への対応の充実、教職員によるきめ細かな支援により、中1ギャップの解消が図られており、児童・生徒の自己肯定感の高まりが見られています。
- ② 上記を理由に、不登校傾向にあった児童・生徒も転入しています。
- ③ 9年間の連動性を活かし、3年生から9年生にかけて総合的な学習の時間を「ふるさと防災科」としており、地域防災に関する研究をおこなっています。

令和6年7月 先進地の調査

東京都三鷹市に伺い、地域と連携した小中一貫教育の取組を調査しました。



- ① 学校の建物は別にありながら、全ての小・中学校で小中一貫教育を実施しています。
- ② 小中一貫教育を導入したことで、教職員の単元の前後関係を意識した授業づくりや子どもの発達段階の理解につながっています。
- ③ コミュニティ・スクール委員会では、地域住民が学園の方針を承認、評価するほか、当事者として学校運営に参画することで「子どもに伝えたい学園づくり」に取り組んでいます。

令和6年3月 委員会審査

質疑 義務教育学校を設置したことによる効果と課題を伺います。

【市の回答】

効果 中1ギャップの解消や9年間を通じた教育活動などが挙げられます。

課題 前期課程・後期課程の教職員間における連携と、9年間の教育課程で児童・生徒を育てることへの意識醸成が必要と認識しており、各課程合同による職員会議や行事開催などにより、教育活動を活性化させていきたいと考えています。また、令和6年度から開校予定の湊学園については、地域の特色を生かした教育活動を進めていく考えです。

質疑 小規模特認校を設置したことによる効果を伺います。

【市の回答】

効果 他学区から通学する児童・生徒に対しては、小規模教育の特色を生かしたきめ細かな支援を行っています。また、大戸地区の児童・生徒は、他学区の児童・生徒との交流により、新たな交友関係が生まれています。

令和6年3月 委員会審査

質疑 今後の学校運営の在り方について伺います。

【市の回答】 本市では、中学校区ごとに学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりを進めてきました。今後も、地域と連携した学校運営を進めていく考えです。

令和6年9月 委員会審査

質疑 学校運営協議会を設置したことによる効果を伺います。

【市の回答】

効果 地域と学校が連携・協働することで、地域全体で子どもたちを支える体制が構築されています。

課題 学校の取組状況や課題の共有に留まっている学校運営協議会があり、会議の充実を図る必要があると認識しています。

質疑 不登校の児童・生徒の状況について伺います。

【市の回答】令和5年度の不登校の児童・生徒数は322名です。不登校の児童・生徒数は増加傾向にあり、深刻な問題であると認識しています。

不登校児童・生徒の推移

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
小1	6	2	0	3	3	8
小2	3	8	2	7	12	9
小3	12	6	11	7	13	15
小4	8	17	11	19	19	18
小5	15	12	21	14	32	23
小6	15	17	20	25	35	44
中1	42	40	59	46	45	65
中2	48	65	75	90	77	66
中3	61	56	78	75	86	86
小学生合計	59	62	65	75	114	117
中学生合計	151	161	212	211	208	217
全体	210	223	277	286	322	334

(教育委員会資料により作成)

(参考) 予算決算委員会第2分科会の政策研究経過一覧

年	月 日	内 容
令和5年	8月31日	□令和4年度決算審査に係る論点の抽出について
	9月11日	□令和4年度決算審査に係る論点の抽出について
	10月19日	□所管事務調査の具体的検討テーマの検討について
	10月30日	□所管事務調査の具体的検討テーマの検討について
	11月10日	□行政調査等の検討について
	12月7日	□行政調査に向けての検討について
	12月20日	□行政調査に向けての検討について
令和6年	1月10日	□行政調査に向けての研究について、令和6年度予算審査に係る論点抽出について
	1月25日 ～26日	□行政調査（千葉県市川市＝学習環境整備の取組について 千葉県浦安市＝地域包括ケアシステムの取組について
	1月31日	□行政調査の総括について、令和6年度予算審査に係る論点抽出について
	2月7日	□令和6年度予算審査に係る論点抽出について
	4月10日	□行政調査等の検討について
	4月23日	□行政調査等の検討について、政策研究セミナーの検討について
	5月16日	□行政調査に向けての研究について
	6月6日	□行政調査に向けての研究について
	7月12日	□政策研究セミナー（公立大学法人埼玉県立大学・田中滋理事長「地域包括ケアシステムのこれまでとこれから」）
	7月18日 ～19日	□行政調査（東京都多摩市＝地域包括ケアシステムの取組について 東京都三鷹市＝地域と連携した小中一貫教育の取組について）
	7月26日	□政策研究セミナーの総括について、行政調査の総括について、令和5年度決算審査に係る論点抽出について
	8月26日	□令和5年度決算審査に係る論点抽出について、所管事務調査経過報告の検討について
	9月5日	□令和5年度決算審査に係る論点抽出について、所管事務調査の経過報告について
	11月25日	□今後の所管事務調査の検討について
	12月5日	□議会モニターへの説明会について、今後の所管事務調査の検討について
令和7年	1月24日	□令和7年度予算審査に係る論点の抽出について、分野別意見交換会の検討について
	1月29日	□分野別意見交換会（若松第3地域包括支援センター）
	2月10日	□令和7年度予算審査に係る論点の抽出について
	4月10日	□令和7年度予算に係る審査の振り返りについて、所管事務調査に係る中間報告のまとめ
	4月24日	□所管事務調査に係る中間報告のまとめ
	5月14日	□所管事務調査に係る中間報告のまとめ
	6月5日	□所管事務調査に係る中間報告のまとめ

予算決算委員会第2分科会
予算・決算審査及び所管事務調査
に係る内部評価結果
(期間：令和5年8月～令和7年4月)

会津若松市議会
予算決算委員会第2分科会

委員長	小	倉	孝太郎
副委員長	大	島	智子
委員	平	田	久美
委員	笹	内	直幸
委員	中	川	廣文
委員	丸	山	さよ子
委員	横	山	淳

○ 目次

評価の視点 (地方議会成熟度評価モデル)	評価項目	ページ
視点2 政策サイクル	①住民との対話	1
	②政策研究	2
	③議員間討議	3
	④政策立案・提言、議案審査	4
	⑤総合計画と財政への関与、政策評価、予算・決算の連動	5
視点5 ふり返りと学び	①振り返りの取り組み方	6
	②振り返り結果の活用	7
(参考1) 各評価項目に対する基本条例の対応条文		8
(参考2) 【図表】政策サイクルと評価の関係		10
(参考3) 評価項目・ポイント・目安等の一覧		12

視点2 政策サイクル

確認項目① 住民との対話

◎ 評価するポイント及び評価の目安（本市議会において求められる水準）

- 住民意見を十分に聴取し、理解したか。
 - ・ 地区別市民との意見交換会における各分科会に対する報告が分科会内において確認・共有されている。
 - ・ 分野別意見交換会が必要に応じ開催され、その結果について分科会で十分な総括が行われている。
 - ・ 議会モニターからの意見に対し、分科会内で整理が行われている。
- 住民の意見を政策研究や審査に活かしたか。
 - ・ 政策研究における問題発見の手段として、地区別市民との意見交換会での意見聴取や分野別意見交換会が活用されている。
 - ・ 抽出論点表の作成過程において、聴取した市民意見が活用されている。
- 住民の意見を起点とし、課題を発見することができたか。
 - ・ 分科会の所管分野に対する市民視点からの課題が発見され・共有されている。
 - ・ 聴取した市民意見について、抽出論点における分科会の問題認識として整理することができている。

◎ 分科会における評価結果

（◎：十分に取組んだ ○：十分ではないが意識して取組んだ △：不十分であった）

評価	評価の理由（具体的実施内容）
○	地区別市民との意見交換会で寄せられた市民意見が広報広聴委員会より報告され、委員間で確認・共有した上で、抽出論点表を作成している。一方で、地区別市民との意見交換会で寄せられた市民意見は、地域内に限られるものもあり、政策研究において、分析や整理が行われていない。 令和7年1月に若松第3地域包括支援センターと地域包括ケアシステムに係る意見交換会を実施し、論点抽出に活用した。しかし、政策研究における問題発見の手段として、分野別意見交換会の回数は十分とは言えない。

評価の理由に関して参照したもの（ツール）

市民との意見交換会 報告書（第28回、第29回、第30回）
分野別意見交換会（令和7年1月29日開催、地域包括ケアシステムについて）
抽出論点表（令和5年9月定例会議～令和7年2月定例会議）

確認項目② 政策研究

◎ 評価するポイント及び評価の目安（本市議会において求められる水準）

- 政策研究の目的に沿った所管事務調査の課題設定が行えたか。
 - ・ 分科会において、審査結果や市民意見に基づく問題認識に沿った具体的検討テーマが設定されている。
 - ・ 前期からテーマを引き継ぐ場合においても、今期において特に検討すべき課題が明確化されている。
- 専門機関や先進事例による知見を十分に活用したか。
 - ・ 専門機関等とのセミナーや分野別意見交換会で得た知見が審査や以降の調査研究に十分活用されている。
 - ・ 具体的な目標・目的を持って先進自治体等の行政調査を行い、その成果が審査や以降の調査研究に活用できている。
- 政策研究の結果は政策立案に資するものであったか。
 - ・ 政策研究結果について、分科会として政策立案に向けたとりまとめが進められている。
 - ・ 具体的な政策立案まで至らない場合でも、政策研究により課題が具体化・明確化され、政策立案に向けた道筋や目標が共通認識となっている。

◎ 分科会における評価結果

（◎：十分に取組んだ ○：十分ではないが意識して取組んだ △：不十分であった）

評価	評価の理由（具体的実施内容）
○	前期からの申し送り事項や地区別市民との意見交換会で寄せられた市民意見を基に、今期の所管事務調査に係る具体的検討テーマを設定した。 「地域包括ケアシステム」について、行政調査の前段には、公立大学法人埼玉県立大学 理事長の田中滋氏によるセミナーを開催し、行政調査後には、分野別意見交換会を開催した。これらから得た知見を委員会審査に活用した結果、本市における課題が明確となってきたものの、要望的意见などの提言には至っていない。

評価の理由に関して参照したもの（ツール）
予算決算委員会 第2分科会 最終報告書（令和元年8月～令和5年6月） 行政調査（令和5年度 浦安市、市川市）（令和6年度 多摩市、三鷹市） 地域包括ケアシステムに関するセミナー（令和6年7月12日開催） 分野別意見交換会（令和7年1月29日開催、地域包括ケアシステムについて）

確認項目③ 議員間討議

◎ 評価するポイント及び評価の目安（本市議会において求められる水準）

- 政策研究において、委員間での活発な意見交換が行われたか。
 - ・ 委員間で活発な意見交換が行われ、政策研究に対する分科会としての考え方が共有されている。
 - ・ 各委員が政策研究に積極的に参加し、各委員の意見が政策研究の方針や進め方に反映されている。
- 議案等の審査に当たり、適時適切な委員間討議が行われたか。
 - ・ 議題に合った内容で委員間討議が提案・実施され、その内容も過大・過少にならず、議題に沿った適切なものになっている。
 - ・ 議員間討議の目的を各委員が理解し、発言が議題外にわたることなく実施されている。
- 委員間討議の結果として、合意形成や論点の明確化が進められたか。
 - ・ 委員間討議の結果が共通認識又は合意点として明確化され、委員長報告において第三者が理解できる内容に整理されている。
 - ・ 少数意見にも耳を傾け、適切な説明責任・議決責任を果たすための合意形成が図られている。

◎ 分科会における評価結果

（◎：十分に取組んだ ○：十分ではないが意識して取組んだ △：不十分であった）

評価	評価の理由（具体的実施内容）
○	議案審査に関する委員間討議では、適切な説明責任や議決責任を果たすため、様々な考えを共有してきた。また、委員間討議の結果において合意形成できた部分を、委員長報告に分かりやすく盛り込んでいる。 全ての委員間討議（政策研究・議案審査）において、積極的に意見が上がるものの、テーマに関する現状や課題背景等への認識が十分とは言えない場合がある。

評価の理由に関して参照したもの（ツール）
予算決算委員会第2分科会委員長報告（令和5年9月定例会議～令和7年2月定例会議） 予算決算委員会第2分科会議事録（令和5年9月定例会議～令和6年12月定例会議）

確認項目④ 政策立案・提言、議案審査

◎ 評価するポイント及び評価の目安（本市議会において求められる水準）

- 政策研究の成果が審査に活かされていたか。
 - ・ 政策研究において発見された課題や視点等が、審査における質疑や抽出論点の作成などに活用されている。
- 審査において、執行機関に対する監視機能が実現していたか。
 - ・ 審査において、これまでの経過や背景、本会議での総括質疑等の結果などを意識した質疑が行えている。
 - ・ 質疑により、執行機関側の提案に対する疑問点や問題点を明らかにし、必要に応じて 要望的意見や決議等を提出することができている。
 - ・ 審査において課題・問題として明らかとなった事項が委員長報告に整理されている。
- 分科会として、政策研究や審査を踏まえた政策提言が醸成されたか。
 - ・ 政策研究と議案等の審査が連動し、執行機関側とは異なる視点で政策提言が作成できている。
 - ・ 政策提言までに至らない分野でも、政策研究と審査の連動により課題が具体化され、政策提言に向けた考え方が共有認識となっている。

◎ 分科会における評価結果

（◎：十分に取組んだ ○：十分ではないが意識して取組んだ △：不十分であった）

評価	評価の理由（具体的実施内容）
○	予算・決算における質疑により執行機関の提案に対する疑問点や課題を明らかにし、つながりづくりポイント事業に係る要望的意見や廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正案に対する附帯決議につなげることができた。 政策研究と議案等の審査が連動して行われており、執行機関側における課題が明確となってきたものの、現時点で、政策提言に向けた考えの共有には至っていない。また、政策研究において発見された課題等は、審査や抽出論点の作成に活用しているものの、課題背景を理解していなかったり、総括質疑を意識していなかったりする質疑が見受けられる。

評価の理由に関して参照したもの（ツール）
予算決算委員会第2分科会委員長報告（令和5年9月定例会議～令和7年2月定例会議） 要望的意見（令和6年2月つながりづくりポイント事業） 附帯決議（令和7年2月 議案第42号定例会議） 抽出論点表（令和5年9月定例会議～令和7年2月定例会議）

確認項目⑤ 総合計画と財政への関与、政策評価、予算・決算の連動

◎ 評価するポイント及び評価の目安（本市議会において求められる水準）

- 総合計画を意識した政策研究や審査が行えたか。
 - ・ 具体的検討テーマに係る政策研究分野が市総合計画にどう位置付けられ、どの程度進捗しているのかを理解した上で政策研究が進められている。
 - ・ 抽出論点に限らず、審査する案件について市総合計画での位置付けが理解・共有された上で審査が行われている。
- 行政評価等に基づく政策評価を審査に活用できたか。
 - ・ 審査において、行政評価結果の内容を踏まえた質疑が行われている。
 - ・ 個別計画等の内容や各計画どうしの関連性について各委員が理解しており、既に計画等に記載されている内容の質疑に終始することがない。
- 予算・決算の連動を意識した審査を行ったか。
 - ・ 予算・決算審査で明らかとなった課題が共有され、以降の予算・決算審査の際のポイントや論点として活用されている。

◎ 分科会における評価結果

（◎：十分に取組んだ ○：十分ではないが意識して取組んだ △：不十分であった）

評価	評価の理由（具体的実施内容）
○	総合計画や予算・決算の連動を意識した政策サイクルに基づく予算・決算審査の考え方を共有した上で論点抽出や質疑が行われている。一方で、抽出論点以外では、各種個別計画と具体的事務事業を意識した質疑は行われるが、総合計画を意識した質疑は不十分な状況にある。 行政評価の結果や各計画の内容を踏まえた質疑が行われる一方で、既に行政評価や計画等に記載されている内容の質疑に終始するケースも見受けられる。

評価の理由に関して参照したもの（ツール）
会津若松市第7次総合計画 抽出論点表（令和5年9月定例会議～令和7年2月定例会議） 予算決算委員会第2分科会議事録（令和5年9月定例会議～令和6年12月定例会議）

視点5 振り返りと学び

確認項目① 振り返りの取り組み方

◎ 評価するポイント及び評価の目安（本市議会において求められる水準）

- 政策研究の振り返りを適宜行ったか。
 - ・ 政策研究の節目ごとに振り返りが行われ、まとめられた課題やポイントとなる内容が共有されている。
- 予算・決算審査ごとの振り返りを行ったか。
 - ・ 予算・決算審査の終了後に分科会での審査や委員長報告の内容等の振り返りを行っている。
 - ・ 審査終了後に論点抽出表に委員間討議の論点・合意点等が記載され、次回以降の審査時に参考として活用できるようになっている。

◎ 分科会における評価結果

（◎：十分に取組んだ ○：十分ではないが意識して取組んだ △：不十分であった）

評価	評価の理由（具体的実施内容）
○	セミナーや分野別意見交換会開催後に振り返りを行い、重要なポイントや課題を共有した上で、論点抽出や審査を行っている。また、次回以降の審査に活用できるよう、抽出論点表に委員間討議の論点や合意点を記載している。 一方で、予算・決算審査終了直後に振り返りは行っておらず、論点抽出の際に、これまでの審査内容や委員長報告のポイントを確認し抽出論点に活かしている。

評価の理由に関して参照したもの（ツール）
抽出論点表（令和5年9月定例会議～令和7年2月定例会議） 予算決算委員会第2分科会委員長報告（令和5年9月定例会議～令和7年2月定例会議）

確認項目② 振り返り結果の活用

◎ 評価するポイント及び評価の目安（本市議会において求められる水準）

- 振り返りを基に、政策研究の改善に向けた課題を発見・明確化したか。
 - ・ 前期議会からの申し送り事項を踏まえ、今期の政策研究における考え方や課題が整理されている。
 - ・ 今期の政策研究について適宜振り返りを行い、重要と思われる事項や課題、考え方が分かりやすく整理されている。
- 振り返りを基に、予算・決算審査の改善に向けた課題を発見・明確化したか。
 - ・ 論点抽出表の作成に当たって、これまでの予算・決算審査の結果や過去の委員長報告などの振り返り結果が反映されている。
- 各種課題・改善点に対し、次期に活用できる申し送り事項を作成したか。
 - ・ 政策研究の報告書において、具体的な成果と課題が報告され、各分野ごとに課題に対する申し送り事項が整理されている。

◎ 分科会における評価結果

（◎：十分に取組んだ ○：十分ではないが意識して取組んだ △：不十分であった）

評価	評価の理由（具体的実施内容）
○	中間報告の作成に合わせ、今期の政策研究について振り返りを行い、調査研究のまとめを行った。 抽出論点表の作成に当たっては、これまでの委員長報告や予算・決算審査の内容を反映し作成しているところである。 また、これまでの審査や所管事務調査において明らかとなった各種課題が次期体制に引き継がれるよう、申し送り事項を整理した。

評価の理由に関して参照したもの（ツール）
予算決算委員会 第2分科会 最終報告書（令和元年8月～令和5年6月） 抽出論点表（令和5年9月定例会議～令和7年2月定例会議） 予算決算委員会第2分科会委員長報告（令和5年9月定例会議～令和7年2月定例会議） 議会予算決算委員会第2分科会 中間報告（令和5年8月～令和7年6月）

各評価項目に対する議会基本条例の対応条文（抜粋）

視点2 政策サイクル

① 住民との対話

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (5) 議会運営は、市民の傍聴の意欲が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行うこと。

（市民と議会との関係）

第5条

- 5 議会は、市民の多様な意見を把握し、反映しうる合議体としての特色を最大限に生かし、市民参加の推進に努めるとともに、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。
- 6 議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について報告するとともに、政策形成に関する意見交換を行うため、市民との意見交換会を開催しなければならない。
- 7 市民との意見交換会に関し必要な事項は、別に定める。

② 政策研究

（市民と議会との関係）

第5条

- 3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の2に規定する学識経験者等による専門的調査の活用並びに同法第115条の2（同法第109条第5項において準用する場合を含む。）に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用して市民等の意見等を聴き、議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。

（議会による研修）

第14条 議会は、政策提言及び政策立案能力の向上を図るため、研修を実施する。

- 2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとする。

③ 議員間討議

（議員の活動原則）

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。

（議員間の討議による合意形成）

第12条 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営されなければならない。

- 2 議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。

④ 政策立案・提言、議案審査

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(3) 把握した市民の多様な意見をもとに政策提言、政策立案等の強化に努めること。

(4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。

(政策立案、政策提案及び政策提言)

第11条 議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、もって条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行う。

(常任委員会)

第13条 常任委員会は、議会における政策立案及び政策提案を積極的に行うものとする。

⑤ 総合計画と財政への関与、政策評価、予算・決算の連動

(議決事件)

第8条の2 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

(1) 市政の総合的かつ計画的な運営を図るための中長期的な計画の基本理念、基本目標、政策、施策等を体系的に示した基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止

(市長等との関係の基本原則)

第9条 議会審議における議員と市長その他の執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。

(1) 本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。

(4) 議会は、市長が提案する重要な政策については、議会審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、市長に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

(監視及び評価)

第10条 議会は、市長等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。

2 議会は、本会議における審議、議決等を通じて、市民に対して市長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

視点5 振り返りと学び

① 振り返りの取り組み方 ② 振り返り結果の活用

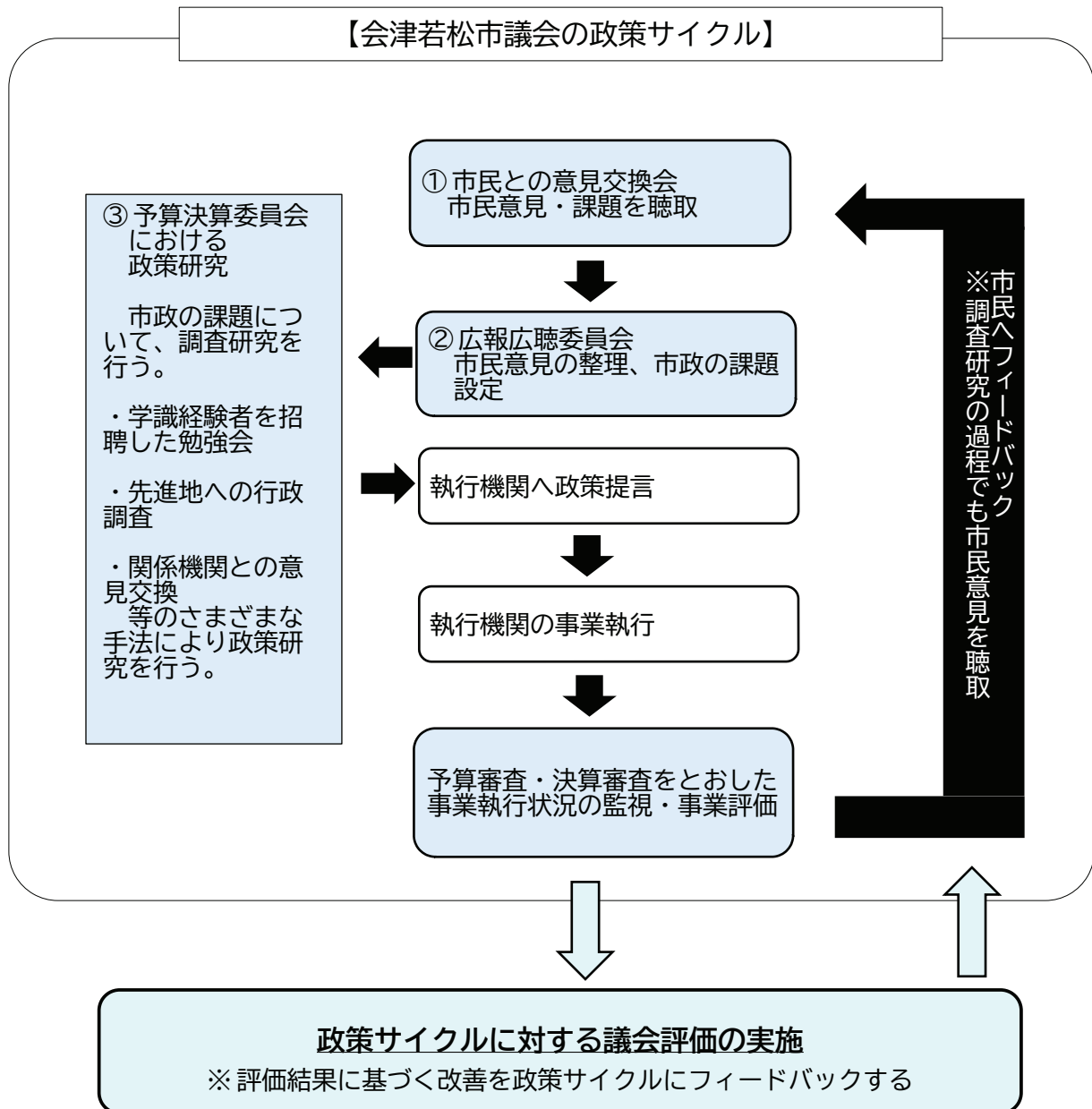
(継続的な検討)

第22条 この条例の施行後、議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 議会は、この条例を改正するに当たっては、議員全員が賛同する場合であっても、本会議において改正の理由を説明しなければならない。

【図表】政策サイクルと評価の関係

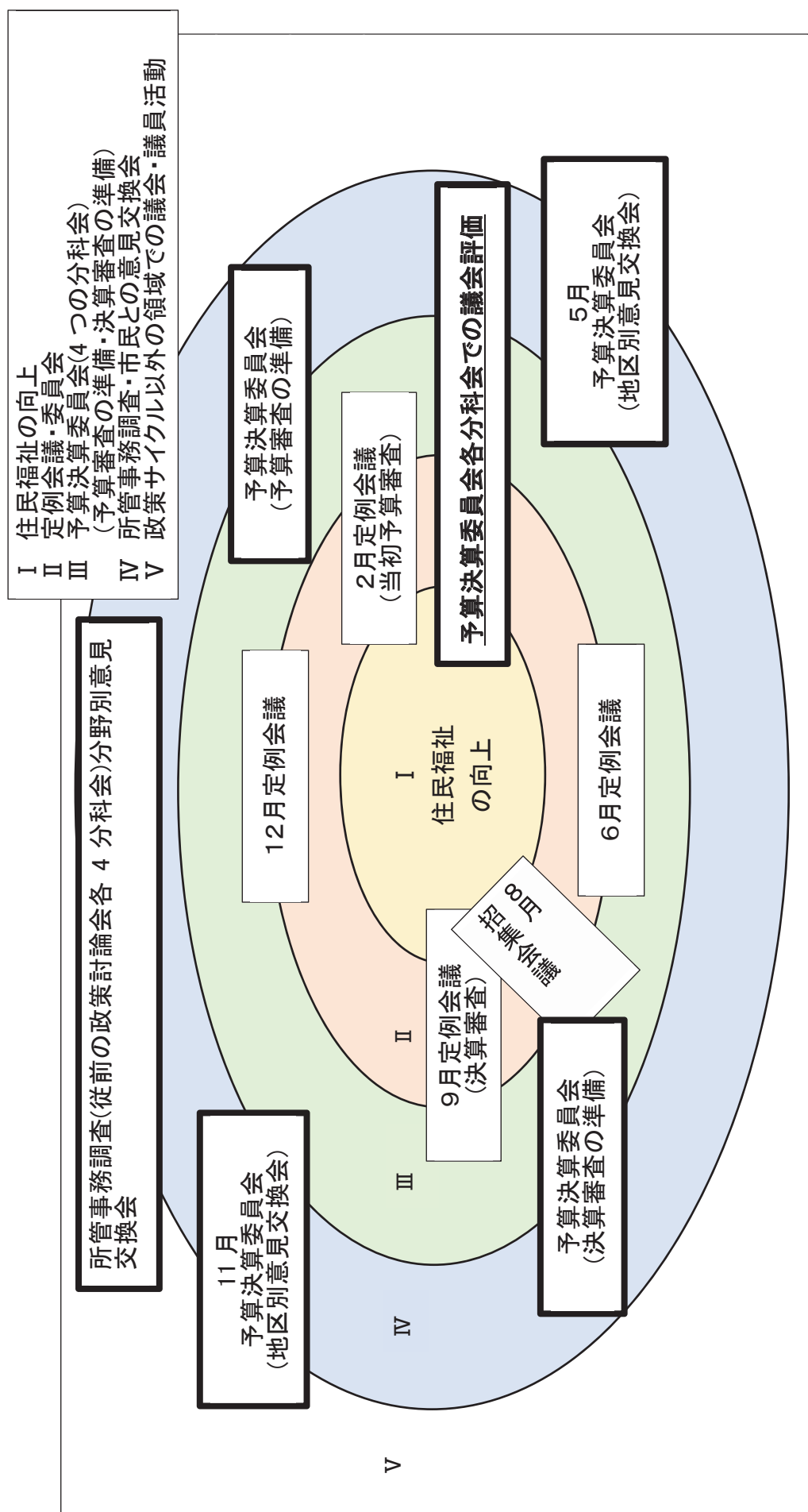
○ 会津若松市議会の政策サイクルと議会評価



（評価の目的）

- 所管事務調査及び予算・決算審査による上記政策サイクルの視点から、議員任期における一定の期間（２年、４年）ごとに評価を行い、予算決算委員会各分科会での活動が議会基本条例の理念に沿った適切なものとなっているのか、市民の住民福祉の向上に資するものとなっているか確認を行っていく。
- 評価に当たり様々な視点から課題認識について意見交換を行うことで、新たな気づきを得て、更なる議会機能の強化・バージョンアップにつなげていく。

会津若松市議会の議会活動（分科会における議会評価の範囲）



対象期間（令和5年8月～令和7年4月）

視点	項目	評価するポイント	評価の目安 (本市議会において求められる水準)	関係条文 (議会基本条例)	評価に当たり参照したツール (例)
視点2 政策サイクル	①住民との対話	住民意見を十分に聴取し、理解したか。	・地区別市民との意見交換会における各分科会に対する報告が分科会内において確認・共有されている。 ・分野別意見交換会が必要に応じ開催され、その結果について分科会で十分な総括が行われている。 ・議会モニターからの意見に対し、分科会内で整理が行われている。	第2条（議会の活動原則）(1)、(2)、(5) 第5条（市民と議会との関係）第5項から第7項まで	・市民との意見交換会結果報告 ・分野別意見交換会報告書 ・議会モニターからの意見 ・論点抽出表（3の①、②）
		住民の意見を政策研究や審査に活かしたか。	・政策研究における問題発見の手段として、地区別市民との意見交換会での意見聴取や分野別意見交換会が活用されている。 ・抽出論点表の作成過程において聴取した市民意見が活用されている。		
		住民の意見を起点とし、課題を発見することができたか。	・分科会の所管分野に対する市民視点からの課題が発見され・共有されている。 ・聴取した市民意見について、抽出論点における分科会の問題認識として整理することができている。		
		政策研究の目的に沿った所管事務調査の課題設定が行えたか。	・分科会において、審査結果や市民意見に基づく問題認識に沿った具体的検討テーマが設定されている。 ・前期からテーマを引き継ぐ場合においても、今期において特に検討すべき課題が明確化されている。		
	②政策研究	専門機関や先進事例による知見を十分に活用したか。	・専門機関等とのセミナーや分野別意見交換会で得た知見が審査や以降の調査研究に十分活用されている。 ・具体的な目標・目的を持って先進自治体等の行政調査を行い、その成果が審査や以降の調査研究に活用できている。	第5条（市民と議会との関係）第3項 第14条（議会による研修）	・政策研究における最終報告書（中間総括） ・行政調査報告書 ・政策研究セミナー報告書
		政策研究の結果は政策立案に資するものであったか。	・政策研究結果について、分科会として政策立案に向けたとりまとめが進められている。 ・具体的な政策立案まで至らない場合でも、政策研究により課題が具体化・明確化され、政策立案に向けた道筋や目標が共通認識となっている。		
	③議員間討議	政策研究において、委員間での活発な意見交換が行われたか。	・委員間で活発な意見交換が行われ、政策研究に対する分科会としての考え方が共有されている。 ・各委員が政策研究に積極的に参加し、各委員の意見が政策研究の方針や進め方に反映されている。		
		議案等の審査に当たり、適時適切な委員間討議が行われたか。	・議題に合った内容で委員間討議が提案・実施され、その内容も過大・過少にならず、議題に沿った適切なものになっている。 ・議員間討議の目的を各委員が理解し、発言が議題外にわたることなく実施されている。	第3条（議員の活動原則）(1) 第12条（議員間の討議による合意形成）	・予算決算審査委員長報告 ・論点抽出表（5～7） ・政策研究における最終報告書（中間総括）
		委員間討議の結果として、合意形成や論点の明確化が進められたか。	・委員間討議の結果が共通認識又は合意点として明確化され、委員長報告において第三者が理解できる内容に整理されている。 ・少数意見にも耳を傾け、適切な説明責任・議決責任を果たすための合意形成が図られている。		

対象期間（令和5年8月～令和7年4月）

視点	項目	評価するポイント	評価の目安 (本市議会において求められる水準)	関係条文 (議会基本条例)	評価に当たり参照したツール (例)
視点2 政策サイクル	④政策立案・提 言、議案審査	政策研究の成果が審査に活かされていたか。	・政策研究において発見された課題や視点等が、審査における質疑や抽出論点の作成などに活用されている。	第2条（議会の活動原則）(3)、(4) 第11条（政策立案、政策提案及び政策提言） 第13条（常任委員会）	・予算決算審査委員長報告 ・論点抽出表（全体） ・要望的意見等の結果 ・政策研究における最終報告書 （中間総括）
		審査において、執行機関に対する監視機能が実現していたか。	・審査において、これまでの経過や背景、本会議での総括質疑等の結果などを意識した質疑が行われている。 ・質疑により、執行機関側の提案に対する疑問点や問題点を明らかにし、必要に応じて要望的意見や決議等を提出することができている。 ・審査において課題・問題として明らかとなった事項が委員長報告に整理されている。		
		分科会として、政策研究や審査を踏まえた政策提言が醸成されたか。	・政策研究と議案等の審査が連動し、執行機関側とは異なる視点で政策提言が作成できている。 ・政策提言までに至らない分野でも、政策研究と審査の連動により課題が具体化され、政策提言に向けた考え方が共有認識となっている。		
	⑤総合計画と財政への関与、政策評価、予算・決算の連動	総合計画を意識した政策研究や審査が行えたか。	・具体的検討テーマに関係する政策研究分野が市総合計画にどう位置付けられ、どの程度進捗しているのかを理解した上で政策研究が進められている。 ・抽出論点に限らず、審査する案件について市総合計画での位置付けが理解・共有された上で審査が行われている。	第8条の2（議決すべき事件） 第9条（市長等との関係の基本原則）(1)、(4) 第10条（監視及び評価）	・予算決算審査委員長報告 ・論点抽出表（3の②）
		予算・決算の連動を意識した審査を行ったか。	・審査において、行政評価結果の内容を踏まえた質疑が行われている。 ・個別計画等の内容や各計画どうしの関連性について各委員が理解しており、既に計画等に記載されている内容の質疑に終始することがない。 ・予算・決算審査で明らかとなった課題が共有され、以降の予算・決算審査の際のポイントや論点として活用されている。		
視点5 振り返りと学び	①振り返りの取り組み方	政策研究の振り返りを適宜行ったか。	・政策研究の節目ごとに振り返りが行われ、まとめられた課題やポイントとなる内容が共有されている。	第22条（継続的な検討）	・予算決算審査委員長報告 ・前期議会における申し送り事項 ・政策研究における最終報告書 （中間総括） ・論点抽出表（5～7）
		予算・決算審査ごとの振り返りを行ったか。	・予算・決算審査の終了後に分科会での審査や委員長報告の内容等の振り返りを行っている。 ・審査終了後に論点抽出表に委員間討論の論点・合意点等が記載され、次回以降の審査時に参考として活用できるようになっている。		
	②振り返り結果の活用	振り返りを基に、政策研究の改善に向けた課題を発見・明確化したか。 振り返りを基に、予算・決算審査の改善に向けた課題を発見・明確化したか。 各種課題・改善点に対し、次期に活用できる申し送り事項を作成したか。	・前期議会からの申し送り事項を踏まえ、今期の政策研究における考え方や課題が整理されている。 ・今期の政策研究について適宜振り返りを行い、重要と思われる事項や課題、考え方が分かりやすく整理されている。 ・論点抽出表の作成に当たって、これまでの予算・決算審査の結果や過去の委員長報告などの振り返り結果が反映されている。 ・政策研究の報告書において、具体的な成果と課題が報告され、各分野ごとに課題に対する申し送り事項が整理されている。		